令和７年度
経常建設共同企業体の申請・受付について

音更町では、本格的な発注時期を迎えるに当たり、令和７年度に町が発注する建設工事に係る競争入札等に参加を希望する経常建設共同企業体（経常ＪＶ）の申請を、次のとおり受付します。

なお、資格者として認められた経常建設共同企業体（経常ＪＶ）については、町と上下水道事業の有資格者となります。

１ 活用対象

町が発注に当たって経常建設共同企業体（以下「共同企業体」という。）を活用する場合は、優良な中小・中堅建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化することを目的として結成された共同企業体を対象とします。

２ 対象工事

共同企業体による場合は、原則として、当該共同企業体の各構成員が単体企業として格付名簿に登載された等級のうち、最上位の等級に対応する設計金額以上の規模の工事が施工対象となります。

３ 共同企業体の結成等

(1) 結成回数

各単体企業が構成員として結成することができる共同企業体の数は、原則として、単体企業で登録されている資格の種類ごとに２回までです。

(2) 構成員の数

円滑かつ適正な運営を確保するなどの観点から、共同企業体の構成員数は「２ないし３社」とします。

(3) 組合せ

構成員の組合せは、同じ登録資格の種類で、同一の等級又は直近の等級に格付けされている者の組合せとします。

(4) 組合せの例外

各構成員の資格の種類が異なる共同企業体は、次の構成を基本とします。

ア 土木・舗装

イ 土木・造園

ウ その他、当該年度内に発注が予定される工事で、上記ア、イ以外の構成

４ 構成員の要件

すべての構成員が次の各号の要件を満たさなければなりません。

(1) 建設工事請負業者格付及び選定基準に関する規則（昭和51年音更町規則第23号）第４条に規定する建設工事等競争入札参加資格審査申請を単体企業として行い、格付名簿に登載されている者であること。

(2) 発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けてから営業年数が４年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を受けてから４年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

(3) 工事１件の請負代金が、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第２７条第１項に定める金額である場合には、すべての構成員が発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者（地域における技術者の分布状況からみて、国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することが過重な負担を課すると認められる場合にあっては、国家資格を有しない主任技術者。以下同じ。）を工事現場に専任で配置し得ること。ただし、工事１件の請負代金額が同項に定める金額の最低規模の３倍未満であり、他の構成員のいずれかが監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置する場合においては、残りの構成員は兼任で配置することで足りるものとする。

５　出資比率要件

すべての構成員の出資比率が、原則として均等割の１０分の６以上であるものとします。

参考）２社ＪＶの場合　　３０％以上

　　３社ＪＶの場合　　２０％以上

６　代表者要件

共同企業体の代表者は、構成員において決定された者とします。

７　資格審査申請の受付等

(1)　資格審査申請の受付は、随時行います。

(2)　資格審査の結果、適格と判断した場合は、町と上下水道事業の有資格者として格付名簿に登載します。

※町と上下水道事業へ別々に申請する必要はありません。

(3)　資格の有効期間は、格付名簿に登載された日から令和８年３月３１日までとなります。

８　資格審査申請の提出書類

次の書類を提出（持参）してください。

(1)　競争入札参加資格審査申請書（別記第１号様式）

(2)　経常建設共同企業体協定書（別記第２号様式）

(3)　委任状

９　共同企業体の解散

資格の有効期限内にその共同企業体が解散した場合は、解散届の提出が必要です。

10　共同企業体との契約

(1)　共同企業体による請負契約書の相手方は、構成員の連名とします。

(2)　工事請負契約書には、附属協定書の添付が必要です。

(3)　契約締結時には、共同企業体の名称を冠した代表者名義による取引金融機関の預金口座（口座番号等）を確認しますので、通帳の写しを提出してください。

11　受付場所及びお問い合わせ先

音更町役場 総務部総務課契約係

河東郡音更町元町２番地

電話 0155-42-2111（内線258）